

令和7年度 一時保護所の第三者評価結果報告書

2026 年 3 月 24 日

〒 102-0083

所在地 東京都千代田区麴町1丁目5番地4-712

評価機関名 株式会社 ケアシステムズ

電話番号 03-3511-5035

代表者氏名 和田 俊一

印

以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名 担当分野 評価者養成講習修了者番号	評価者氏名		担当分野	修了者番号
	①	和田 俊一	経営	H0601057
	②	高橋 利明	経営	H2101092
	③	岡崎 圭子	福祉	H0902004
	④			
	⑤			
	⑥			
福祉サービス種別	一時保護所			
評価対象事業所名称	品川区児童相談所			
事業所連絡先	〒	140-0001		
	所在地	品川区北品川3-10-9		
	TEL	03-6712-8261		
事業所代表者氏名	児童相談所長 原彰彦			
契約日	2025 年 6 月 4 日			
利用者調査票配付日(実施日)	2025 年 9 月 16 日			
利用者調査結果報告日	2025 年 10 月 31 日			
自己評価の調査票配付日	2025 年 9 月 3 日			
自己評価結果報告日	2025 年 10 月 31 日			
訪問調査日	2026 年 1 月 7 日			
評価合議日	2026 年 1 月 7 日			
コメント (利用者調査・事業評価の工夫点、補助者・専門家等の活用、第三者性確保のための措置などを記入)	利用者調査については施設と協議の上、利用者全員を対象として、マンツーマンによる聞き取り調査と、事業所と連名の依頼文を同封し、事業所から配布してもらったアンケート調査を併用して実施した。アンケートは利用者に用紙を渡し、封をして提出してもらった。 事業評価については、職員からも標準項目にチェックを入れた分析シートを回収し、集計結果報告に反映した。 第三者性確保については、当評価機関と事業者の間には特別な関係は存在せず、中立公正な立場で調査を実施した。			

〔事業者の理念・方針、期待する職員像：児童相談所一時保護所〕

1	<p>理念・方針（関連 カテゴリー1 リーダーシップと意思決定）</p>
	<p>事業者が大切にしている考え（事業者の理念・ビジョン・使命など）のうち、特に重要なもの（上位5つ程度）を簡潔に記述</p> <p>1)安全と安心、権利擁護(何より大事にすべきこと、子どもにとって、職員にとって) 2)バランス(安全と権利擁護、リーダーシップと職員の自主性、個別と集団、ルーティンと変化など) 3)境界線(役割分担、公平性と個別性、ルール、バウンダリー、大枠はゆるぎなく小枠は柔軟に) 4)個別性(子どもについて、職員について、その人にとっての適切、違いを理解する、受け入れる) 5)チームづくり(職員チームの安定が子どもの安定につながる)</p>
2	<p>期待する職員像（関連 カテゴリー5 職員と組織の能力向上）</p>
	<p>(1)職員に求めている人材像や役割</p> <p>子ども主体に子どもの権利を最優先に考える意識を持つこと、児童支援の基本的な知識やスキルを有すること、などを求めるとともに、チームとして支え合える職員であること、を一時保護所の職員に期待する。 バランス感を持ち、統一的に対応すべき部分は大事にしつつ、職員の個性を認め合い、役割分担により支え合える、チーム支援ができる職員であることを望む。</p>
	<p>(2)職員に期待すること(職員に持って欲しい使命感)</p> <p>同上</p>

〔利用者調査：児童相談所一時保護所〕

調査対象

調査日現在、本施設の小学生以上6名を調査対象としたアンケートと聞き取り調査を実施し、6名より回答を得た。回答者の年齢は、6歳～12歳未満が2名、12歳～15歳未満が3名、15歳以上が1名であった。

調査方法

マンツーマンによる聞き取り調査と、事業所と連名の依頼文を同封し、事業所から配布してもらったアンケート調査を併用して実施した。アンケートは利用者に用紙を渡し、封をして提出してもらった。未就学児については、場面観察を実施し評価に反映した。

利用者総数

6

共通評価項目による調査対象者数
 共通評価項目による調査の有効回答者数
 利用者家族総数に対する回答者割合(%)

アンケート	聞き取り	計
2	4	6
2	4	6
33.3%	66.7%	100.0%

利用者調査全体のコメント

総合的な満足度に関する調査の結果は、対象者の49.9%が「よい」と回答し、「どちらともいえない」が16.7%、「ややよくない」が16.7%、「よくない」が16.7%であった。
 設問毎で見ると、「共有スペースと居室の清潔な環境」、「アドボケイトを知っているか」については、全員が「はい」と回答する、大変高い満足度が得られている。
 また、「規則正しい生活ができているか」、「職員は丁寧に接してくれるか」、「子ども同士の関係がうまくいような職員の対応」、「不安を感じた時の対応」においても、83.3%の非常に高い満足度が得られている。
 ただし、「食べたことがないものや嫌いなものでも、美味しく食べられるように工夫されたものが提供されていますか」では、さらに高い満足度が望まれる結果となった。

利用者調査結果

共通評価項目	実数			
	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない
1. 食事の時間は楽しみですか	4	2	0	0
「はい」が66.7%、「どちらともいえない」が33.3%であった。自由意見では、「美味しい、ハヤシライスが好き」、「美味しい。食感が良い。おやつにはお饅頭とかを食べる」、「毎回冷たいし、毎月メニューがあまり変わらない」という声が聞かれた。				
2. 食べたことがないものや嫌いなものでも、美味しく食べられるように工夫されたものが提供されていますか	2	3	1	0
「はい」が33.3%、「どちらともいえない」が50.0%、「いいえ」が16.7%であった。自由意見では、「嫌いなものはもととない」、「前はトマトは食べてなかったけど、今は食べられる。美味しいと思うことはないけど、食べられるようになった」、「嫌いなものは食べずに残している」という声が聞かれた。				

3. 学習はわかりやすく楽しいですか	2	3	1	0
「はい」が33.3%、「どちらともいえない」が50.0%、「いいえ」が16.7%であった。自由意見では、「今までわからないことがわかるようになった、わかりやすく教えてくれる」、「まあまあ。できるようになってからちょっと楽しいと思うこともある」、「楽しくはないです。教科書などが少ないしタブレット学習もほとんどできないので、学びたくてもできません。毎日何も変わらない自習時間をただ読書をして過ごしています」という声が聞かれた。				
4. 保護所で楽しいと思う活動はありますか(体を動かすこと、創作活動、所外活動など)	4	1	1	0
「はい」が66.6%、「どちらともいえない」が16.7%、「いいえ」が16.7%であった。自由意見では、「図書館に行けたりおやつ外出があったり、外に出る機会が多くて楽しいです」、「ゲームを1時間くらい。マリオのゲーム」、「職員がハンバーガーを買ってきてくれて皆で食べたり、お誕生日の人がいる月はお茶会をして楽しい」という声が聞かれた。				
5. 食堂・浴室・トイレ(共有スペース)・居室などは清潔ですか	6	0	0	0
全員が「はい」と回答する、大変高い満足度であった。自由意見では、「部屋の掃除は自分でやってる。ここだと掃除とかも積極的にできる」、「自分の部屋は毎日朝1回やるように言われているのでやってる」、「きれいだから気持ち良く使える」という声が聞かれた。				
6. 保護所では、規則正しく過ごしていますか	5	1	0	0
「はい」が83.3%、「どちらともいえない」が16.7%であり、大変高い満足度であった。自由意見では「規則正しく生活できるようになった。前は夜眠れなかったがここでは眠れるようになった」、「みんながやってるし、自然とそうなった」、「ここに来て規則正しい生活になったということはない。普通。前のほうが朝早く起きていた」という声が聞かれた。				
7. 保護所の規則(決まりや約束ごと・ルール)について、職員から説明を受けていますか。また、あなたが保護所の規則(決まりや約束ごと・ルール)についてどう思うか、自由意見欄に記載してください	4	2	0	0
「はい」が66.7%、「どちらともいえない」が33.3%であった。自由意見では、「わかりやすかった。多分守れていると思う」、「わかりやすく説明してくれた」、「強制するのは違うなと思います。無理に従わせるのはおかしいです」という声が聞かれた。				
8. あなたは「子どもの権利」を知っていますか	4	1	1	0
「はい」が66.6%、「どちらともいえない」が16.7%、「いいえ」が16.7%であった。自由意見では、「ここで聞いて、そうなんだと思った」、「以前から知ってた。学校の先生に以前教えてもらって知っている」という声が聞かれた。				
9. 職員はあなたに対して、ていねいに接してくれますか	5	0	1	0
「はい」が83.3%、「いいえ」が16.7%であり、大変高い満足度であった。自由意見では、「みんな優しいと感じる」、「いつも優しく丁寧である」、「悪口を言われたり嫌味を言われたり、ばかにされたりします」という声が聞かれた。				

10. 身体の調子が良くないときやけがをしたときに、すぐに対応してもらいましたか	3	1	1	1
「はい」が49.9%、「どちらともいえない」が16.7%、「いいえ」が16.7%、「わからない」が16.7%であった。自由意見では、「実際にちゃんと対応してもらえた」、「体調不良の時に優しくしてくれた」、「病院になかなか行かせてもらえず症状が悪化して、病院で薬を飲む必要があると言われた」という声が聞かれた。				
11. 子ども同士の関係がうまくいくように(いやなことが起きないように)、職員が対応してくれますか(実際に聞いてもらえますか)	5	0	1	0
「はい」が83.3%、「いいえ」が16.7%であり、大変高い満足度であった。自由意見では、「実際に会って相談したことがある。解決した」、「トラブルがあっても仲介してくれる」、「相談しても本人に伝えてもらえません。相談しても『そうなんだ』と流されました」という声が聞かれた。				
12. 「あなたが内緒にしたいこと」はきちんと守られていますか	4	0	1	1
「はい」が66.6%、「いいえ」が16.7%、「わからない」が16.7%であった。自由意見では、「内緒にしてくれている」、「知らない間に共有されています。先に全て確認を取ってほしいです」、「自分が内緒にしたいことを職員に話すことはない。ほかの人に話すことはしないし、話すなんて嫌だ。職員は何かあったら話してと言うけれど、人に話せるほど軽くない」という声が聞かれた。				
13. あなたは「アドボケイト」を知っていますか	6	0	0	0
全員が「はい」と回答する、大変高い満足度であった。自由意見では、「相談したりはしていないけど、いつもアドボケイトの人が来ている」、「実際には直接の相談をしていないけれど、土曜日に子どもの相談を聞いているので知っている」、「ユニットに掲示してある」という声が聞かれた。				
14. 保護所では、あなたの不安や悩み(家のこと、保護所のこと、将来のことなど)について、話を聞いてくれる人はいますか	5	0	1	0
「はい」が83.3%、「いいえ」が16.7%であり、大変高い満足度であった。自由意見では、「先生に相談できる」、「聞いてくれる人がいます」、「皆忙しくて話す時間がないです」という声が聞かれた。				
15. 職員はあなたの不安や悩みをきちんと受け止めて、力になってくれますか	4	1	1	0
「はい」が66.6%、「どちらともいえない」が16.7%、「いいえ」が16.7%であった。自由意見では、「先生たちはとても信頼できる」、「1回だけ相談している」、「私の話は少しも聞いてもらえません。何を言っても、決めたことに従わないと怒られます」という声が聞かれた。				
16. 【小学生以上】保護所で生活をする中で、自分自身の気づきや成長などを感ずることはありますか	3	1	2	0
「はい」が50.0%、「どちらともいえない」16.7%、「いいえ」が33.3%であった。自由意見では、「自分で具体的に思い付かないけど、勉強がわかるようになったり、そういった部分では成長しているかもしれない」、「やってみる。やれることが以前と変わらない」、「大人は皆他人だし、信用しないで自分で生きていくしかないと感じました」という声が聞かれた。				

評価項目

I 子ども本位の養育・支援

1. 子どもの権利保障

(1) 権利保障

評価	評価項目	
a	1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか
a	2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか
<p>・子どもの権利については、「一時保護所のしおり」を幼児用・学齢用に分類し、タブレット映像も活用しながら年齢や理解に応じて説明している。しおりや説明資料には4つの権利や生活の流れ、権利侵害時の相談先や方法を明示している。また、意見箱を10か所に設置し、意見箱記入用紙は記名・無記名や閲覧者を選択可能とするなど、意見を表明しやすい環境を整えている。さらに、アドボケイトと定期的に連絡会を開催し、意見の伝達状況や対応内容を共有しながら連絡調整を行い、子どもの声が適切に届くよう機能強化に努めている。</p>		

(2) 子どもに対する説明・合意

評価	評価項目	
a	3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか
a	4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか
a	5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか
a	6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか
<p>・保護開始の際は、年齢に応じた「一時保護所のしおり」や説明資料を用い、一時保護の理由や目的、生活の内容を丁寧に説明し、子どもの理解を得ている。司法審査開始に伴い、不服申立ての方法についても子どもや保護者に示し、合意形成に向けた整理を行っている。また、保護期間中は児童福祉司を中心に現状や見通しを分かりやすい言葉で伝え、児童福祉司・児童心理司・一時保護所の職員が子どもの理解や状態を共有している。さらに、退所先への同行や相談体制の周知、SOS発信手段の説明も行き、解除後を見据えた支援を実施している。</p>		

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

評価	評価項目	
b	7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか
<p>・外出、通学、通信、行動などの制限については、安全確保と一時保護の目的を踏まえた運用が求められるが、通学は子ども全員に対する適否の検討が十分に行えていない状況であり、送迎体制の整備や学校との連絡調整を含めた仕組みの整理が必要となる。通信ではスマホ使用を原則制限としているが、個別状況に応じた許可や制限の最小化に向けた検討が必要となる。さらに、行動制限では必要性を検討する枠組みはあるものの、運用が十分に機能していない面があり、書式の整理や手順の見直しに着手している段階にあり、今後の改善が望まれる。</p>		

(4) 被措置児童等虐待防止

評価	評価項目	
c	8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか
<p>・被措置児童等虐待防止については、研修テーマとして掲げているものの、今年度は計画的な研修実施に至っていない。職員室での会話が子どもに不快感を与え、意見箱への投書に至った事案は、日常的な言動が権利侵害につながり得ることを示している。現在はOJTの中で発言や対応を振り返る取り組みを行っているが、組織全体で共通理解を深める体系的な学習機会の確保が求められる。計画的な研修実施と相談しやすい環境整備を通じ、予防と発生時対応を一体的に強化していく必要がある。</p>		

(5) 子ども同士の暴力等の防止

評価	評価項目	
b	9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか
<p>・入所時には「一時保護所のしおり」を用いて「約束」や「4つの権利」を説明し、困ったことがあれば大人に伝えるよう繰り返し伝えているが、子ども同士の権利侵害の具体例を示すには至っていない。発生時の対応は明文化されていないものの、事案があれば速やかに職員間で共有し、係長へ報告のうえ、ユニットや一時保護所全体で協議する体制を整えている。さらに、外部講師によるCAP(暴力防止プログラム)を子どもと職員双方に実施し、暴力の予防や適切な対処に関する理解を深める取り組みを行っている。</p>		

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

評価	評価項目	
b	10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか
b	11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか
<p>・思想や信教の自由、文化や慣習への配慮については、入所チェック項目としては整理していないものの、入所時の聞き取りを通じて背景や意向を確認し、子どもの思いを丁寧に受け止めている。必要に応じてユニットから離れた個室での対応や宗教食の提供など、安心して生活できるよう個別に検討し配慮を行っている。一方、性的なアイデンティティへの対応は、権利擁護委員会での検討課題として位置付けている。本人が自ら表明しない場合も想定し、事前の理解促進と体制整備を進めていくことが求められる。</p>		

2. 養育・支援の基本

(1) 子どもとの関わり

評価	評価項目	
a	12	子どもとの関わりにおいて子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか
a	13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか
<p>・新規に一時保護された子どもについて、児童福祉司や児童心理司と一時保護所で情報共有や意見交換をしながら状態を把握し、適切な保護環境を整えている。入所1週間で初期観察会議を開催し、保護環境や目標設定などを話し合っている。定期的および随時のケース会議を実施し、児童相談所、一時保護所、幹部職員等が同席して対応の検討をしている。現在、当一時保護所は定員超過が続いており、個室、プライバシー確保が課題である。保護されたばかりの子どもに対して、安心感の醸成のため、職員が個別に寄り添い、思いや意向を聴いている。</p>		

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

評価	評価項目	
a	14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか
<p>・子どもからの聞き取りは、児童相談所の児童福祉司や児童心理司などが中心に行っている。特に性的虐待の聞き取りは慎重を期するため、マニュアル化し、組織的に対応を検討している。一方、一時保護所で生活する中で、一時保護所の職員が子どもから話を聞くこともある。日々の寄り添い、関わりの中で初めて話すこともあるため、担当職員やSVなどが協働で対応している。警察との連携の中で、子どもへの聞き取りの仕方の配慮について、提案をした事例もある。</p>		

Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備

1. 適切な施設・環境整備

(1) 設備運営基準の順守

評価	評価項目	
b	15	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか
<p>・学齢ユニットは原則1人1室とし、居室面積も2人分の基準を満たすなど、設備運営基準は遵守している。学習室、屋内運動場、静養室、ミーティングルームを備え、生活の幅を確保しているほか、夜間通告や触法事案、個別対応が必要な場合には個室を活用し、安全と落ち着いた環境の確保に努めている。しかし、定員超過が常態化し、きょうだいで対応などで複数使用となる際に十分な空間分離が難しい状況がある。さらに、一時保護委託の調整も円滑とはいえず、より適切な居住環境の確保に向けた取り組みが望まれる。</p>		

(2) 個別性の尊重

評価	評価項目	
b	16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか
<p>・居室には鍵やカーテンを設け、ベッドや机を備えるなど、安心して過ごせる環境を整えている。入浴や自由時間の選択を可能とし、ゲーム機の使用も時間を定めて認めるなど、日課の中で子どもの主体性を尊重している。一方で、学習や食事、自由時間を含む一日の流れは一定の枠組みのもとで運営されている。さらに、安全体制上の理由から自由時間に屋内運動場を使用できない場合もあり、個別性の尊重と安全確保との両立をどのように具体化していくかが継続的な検討課題となっている。</p>		

(3) 生活環境の整備

評価	評価項目	
a	17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか
<p>・外部からの視線が直接交わらない構造やカーテン・ブラインドの活用などにより、プライバシーを確保している。居室およびユニット共有部分は1日2回清掃を実施し、衛生的環境の維持に努めているほか、チェックリストに基づく定期的な安全点検も実施するなど、安心して生活できる環境の維持を図っている。生活に必要な設備は概ね整っているが、子どもの状態によっては破損修繕が追い付かない場合がある。また、安全上の理由から窓を開放できない構造的課題もあり、改修を含めた対応を検討している。</p>		

2. 管理者の責務

評価	評価項目	
b	18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか
<p>・定期的な会議やカンファレンスにより情報を共有し、決められた意思決定のプロセスに従って子どもの支援に反映させている。各種の会議体はそれぞれの目的に応じて開催され、課題に対する対策や方針の決定が適正に行われていることが確認できている。何事も係長・課長に報告して判断や承認を仰ぐことになっているが、現場判断できることの整理や、スーパーバイズをより機能化させていくことを課題としている。さらに、「各種のリスク発生時の管理者の役割と責任」について明確にすることも望まれる。</p>		

3. 適切な管理体制

(1) 設備運営基準の遵守

評価	評価項目	
b	19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか
<p>・専門職の配置により、子どもの対応に係る医学的知見や助言、医療機関との専門性を担保した連携を可能としている。さらに、児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師を含め相談援助やケアワーク情報を共有し、共通のアセスメントをもとに健康管理、心理的ケア、家庭調整などの支援に適切につないでいることが確認できている。さらに、定員超過が常態化する状況により、通学支援の重複の対応、対応困難な子どもへのスーパーバイズの機能化、チーム検討の時間確保など、より良い支援を行うため、体制整備を検討している。</p>		

(2) 職員の適正配置

評価	評価項目	
b	20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか
<p>・現在の一時保護所の職員配置は、入所児童定員数に対して基準以上の職員配置がなされており、適切な各種の支援体制が整えられている。開所して間もないこともあり、各職員のスキルは着実に向上しているが、総合的にアセスメントしていく能力や専門性の向上、適切なスーパービジョンなどは、さらに向上させることを目指している。</p>		

(3) 情報管理

評価	評価項目	
a	21	情報管理が適切に行われているか
<p>・個人情報の取り扱いについては個人情報保護法、区条例、規則、マニュアルなどに定められており、職員の守秘義務・記録の取り扱い・文書保存・電磁的記録などについて、その取り扱いが定められている。紙で配付する個人情報には部数を記載し、確実に回収を行うなど情報取り扱いを厳重に行うこととしている。また、区の個人情報に関する取り扱い基準等については、定期的な研修も開催して職員への周知を図っている。</p>		

(4) 職員の専門性向上の取組

評価	評価項目	
b	22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか
b	23	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか
<p>・各職員個別に単年度目標を設定しており、係長を中心に進捗や達成状況を把握しながら人材育成に取り組んでいる。ユニットチーフや主任を中心に、SVやOJTを機能化させて、職員皆の専門性向上を図る取り組みを行っている。今後、そうした専門性向上について、体系化された人材育成計画の策定が課題である。マニュアルによって整理できない支援の考え方の浸透や申し送り、会議などの共有事項は文書により情報共有を図っているが、意識・認識の共有が大事であり、職員が実際に集まって、話し合う機会を設けることが必要とされている。</p>		

(5) 児童福祉司との連携

評価	評価項目	
b	24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか
<p>・児童福祉司や児童心理司との連携については、対応が困難な場合のケースを対象として、一時保護所のケース会議や適宜の個別協議で検討する流れとしている。支援の方向性などについて検討、確認するケースについては、児童福祉司、児童心理司を含めて適宜検討し、各部門との連携・調整に取り組んでいる。児童票、面談の報告、観察会議、援助方針会議などの各種の検討や連携を図る仕組みを設けている。職員の経験や考え方、意識に差異があることを一時保護所では認識しており、議論を重ねて十分に機能させることを目指している。</p>		

(6) 職場環境

評価	評価項目	
b	25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか
<p>・職場環境、労働環境については、個別面談などを通じて、職員一人ひとりの意見や心身の状態などを把握している。また、一時保護所のユニットチーフや心理療法担当職員の協力を得て、職員が子どもへの対応などについて相談できる仕組みを設けている。さらに、シフト勤務であることを踏まえ、職員が相談しやすい時間帯の整備、休暇取得推進月間、区のメンタルヘルス相談、職員支援の座談会などの仕組みを設けている。加えて、精神的ストレスが高いことを踏まえ、適切な休暇取得、時間外労働への対応などを充実させることも望まれる。</p>		

4. 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

評価	評価項目	
a	26	医療機関との連携が適切に行われているか
<p>・保健師・看護師などの医療専門職員の配置により、医療機関との連携、コミュニケーションは適切に図れていることがうかがえる。一時保護所の保護期間中に自傷・他害や感情を激しく表出する子どもに対しては、児童福祉司、児童心理司、児童精神科医など多職種が連携して支援にあたるチームケアが実践されている。また、入所児童は、所内での健康診断や歯科検診により、健康状態を把握しており、体調不良による受診や歯科治療が必要な場合は、医療機関を受診するなど、適切な対応が定着している。</p>		

(2) 警察署との連携

評価	評価項目	
b	27	警察署との連携が適切に行われているか
<p>・警察署との連携については、協定や連絡会により、適宜必要な連携が図れるようにしている。さらに、警察が関与を余儀なくされる事案(無断外出発生時の連携)などについて、対応マニュアルはあるが、実際に対応した事案を踏まえ、内容を更新する必要性を認識している。また警察との連携を更に機能化させるため、今後も働きかけを継続していくこととしている。</p>		

(3)施設・里親等との連携

評価	評価項目	
a	28	施設や里親等との連携が図られているか
<p>・入所施設や里親などへの入所措置が決定した子どもには、児童福祉司が中心になって子どもが理解できるよう丁寧に説明するとともに、子どもと一緒に入所施設やファミリーホームなどへ見学しに行くこととしている。また、入所施設などへの引き継ぎの際には、必要に応じて一時保護所の職員が同行し、一時保護所の生活や学習などについて子どもの情報を直接先方の担当者に伝えて連携を図っている。さらに、一時保護所内の各職種が連携して対応し、子どもが安心感を持てるようなサポートに力を入れている。</p>		

(4)その他の機関との連携

評価	評価項目	
b	29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか
<p>・そのほかの機関との連携については、児童養護施設をはじめとする入所施設や学校などの教育機関、児童館、子ども家庭支援センターなどを対象に、子どもが家庭に復帰する際や子どもの措置が決定した場合など、子どもが安心して生活できるように取り組んでいる。学校や施設との情報共有などについては、細かく丁寧にすることとしている。地域ネットワーク会議などにおいて、認識の共有が更に強化されるよう、各関係機関との連携の内容や方法を明確にすることを目指している。</p>		

Ⅲ一時保護所の運営

1. 一時保護の目的

評価	評価項目	
a	30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか
<p>・理念に基づく具体的な取り組みについては、年度の組織目標や運営計画などに明示されている。また、「一時保護所のしおり」を、幼児向けとそれ以上の年齢の子ども向けに2種類作成しており、分かりやすい文章やイラストによって役割を伝えている。最も大切にしているのは子どもの権利擁護であり、意見箱の設置、子ども会議開催、アドボケイトの実施などにより、子どもの意見表明の機会を設けている。なお、一時保護所では、理念や基本方針を含む施設の考え方や文化を、職員個々に浸透させるための取り組みについて、検討している。</p>		

2. 一時保護所の運営計画等の策定

評価	評価項目	
b	31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか
<p>・運営計画には、子どもの権利擁護に関わる目標や具体的な取り組み、人材育成を掲げて具体的な研修計画などを策定している。さらに、文書として整備することや、期中に進行管理を適切に機能させることを目指している。今年度は十分な協議が出来ずに計画策定している部分があるので、次年度は子どもや職員の意見などを踏まえて、協議、計画、見直し、年度総括、次年度計画策定という流れを明確にすることを目指している。</p>		

3. 一時保護の在り方

評価	評価項目	
a	32	緊急保護は、適切に行われているか
<p>・緊急保護については、保護決定から短時間での受け入れ体制を整える必要があることを踏まえ、担当の児童福祉司から必要な情報を速やかに入手している。さらに、突発的な受け入れに対応せざるを得ないため、職員体制や他児への影響を最小限に抑えるための運用や、複数人や深夜帯の受け入れなどでは負荷が集中してしまうことを課題としている。</p>		

4. 一時保護所における保護の内容

(1)生活面のケア

評価	評価項目	
a	33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか
<p>・幼児・学齢児など年齢ごとに1日のスケジュールがあり、生活リズムを整えており、看護師が子どもの健康観察や必要な処置などを行っている。児童指導員は、子どもがそれぞれどこまでできるかを行動観察しながら、食事の準備や後片付けの声かけをしている。歯磨きについては、幼児は毎食後しっかり行うが、学齢児については、自主性を尊重している。なお、風呂は毎日入ることができ、静養室などを活用し、子どもが個別に静かに過ごしたり、職員に気持ちを聴いてもらうこともできる環境を整えている。</p>		

(2)レクリエーション

評価	評価項目	
a	34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか
<p>・スポーツ大会、餅つきほか、年間を通じて季節を反映した行事を開催している。屋内運動ができる広い屋内運動場があり、日々の運動のほか、レクリエーションを行うこともできる。公園、図書館、買い物などで外出する機会もある。その際は個別あるいは少人数グループで職員と共に出かけている。年齢に応じた各種の玩具類が用意されており、時々入れ替えも行っている。テレビゲーム、カードゲーム、ボードゲームほか、各種の玩具が置かれているのを見学時に確認することができた。玩具類の消毒や修理も行われている。</p>		

(3)食事(間食を含む)

評価	評価項目	
b	35	食事が適切に提供されているか
<p>・一時保護所内の厨房で委託業者が調理をしており、調理している様子を見ることができる場所に配置されている。子ども会議で食事リクエストを書いてもらい、委託業者に渡している。さまざまな行事食やお茶会など、楽しく食べられる雰囲気づくりにも努めている。幼児食は発達に合わせたものが用意されており、アレルギー除去食は食器の色を変えるなど誤食防止に尽力している。外出行事や個別外出の際に外食で好きなものを食べる機会もある。一方で、食事は、提供時に冷めていることが多いとのことであり、今後の対策も求められる。</p>		

(4)衣服

評価	評価項目	
a	36	子どもの衣服は適切に提供されているか
<p>・年齢に応じたサイズの衣類が、綿素材を中心に、必要枚数分用意されている。一時保護所での生活中は、基本的に貸与の衣類を着用するが、学校の制服ほか、状況に応じて私服の持ち込みも可能である。貸与の衣類は、選べるほど種類豊富ではないが、子どもの好みに応じて交換することも可能である。毎日の入浴ごとに衣類を取り換え、洗濯をしている。週1回、上履きなどの靴を自分で洗っている。</p>		

(5)睡眠

評価	評価項目	
a	37	子どもの睡眠は適切に行われているか
<p>・日課に沿って適切な睡眠時間が確保されている。個別対応の個室、静養室などがあり、一時保護中の子どもが安心かつ快適に眠れるよう配慮している。シーツ交換や布団乾燥も行われている。保護されている子どもは定員を超過していることが多く、居室に2名入ることもあるが、広い造りであり、窮屈さは感じられなかった。幼児については、午睡の時間も設けられている。夜間は、常勤職員のほかに2～4名の会計年度職員もおり、1時間ごとに居室の見回りをしている。男子・女子それぞれ、同性の職員が対応するようにしている。</p>		

(6)健康管理

評価	評価項目	
a	38	子どもの健康管理が適切に行われているか
<p>・看護師2名で子どもの健康管理を行っている。朝は看護師が一時保護所で服薬の支援に加え、検温ほか健康観察をしている。受診する子どもは多く、日中は看護師や児童福祉司などが病院同行をしている。母子手帳の確認を行っており、児童相談所の保健師と連携し、予防接種に対応している。ラウンジには食堂・カラオケ・本やコミック、ゲーム類などがあり、子どもたちの憩いの場となっているが、ここに医務室も配置されている。子どもたちが入りやすく相談しやすい雰囲気づくりを心がけている。</p>		

(7)教育・学習支援

評価	評価項目	
b	39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか
<p>・学習室が2つあり、小学生と中高生などに分かれて学習支援が行われている。子どもによって学力が異なるため教科書に沿ったプリントが数多く用意されており、自分に合った学習ができるよう配慮している。通学支援が適当である場合は在籍校に通うこともできる。定期テストや高校受験などに配慮しており、保護中でも受けられるように尽力している。一方、子ども個々の在籍校と担当児童福祉司および一時保護所の職員との連携は更なる充実が期待される。子どもの送迎は職員が1:1で行うが、かかる時間や人手などの対策も検討が求められる。</p>		

(8)保育

評価	評価項目	
a	40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか
<p>・通常の保育所での保育とは異なり、一時保護所には、さまざまな課題を持つ幼児が多く集まっている。被虐待経験、トラウマ、発育・発達の遅れなど、多様な課題に対応する専門性が必要ととらえており、一時保護所の職員は会議などで、定期的または随時に話し合いの機会を持っている。職員間で子ども一人ひとりの状況を共有しており、個別に必要な支援が提供できるよう努めている。</p>		

(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等

評価	評価項目	
a	41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか
<p>・家族との面会や交流については、児童相談所の児童福祉司や児童心理司、一時保護所の職員などが話し合いを行い、その方法や支援の仕方などについて検討している。一時保護所では、日々の生活の中で子どもの思いや意向を汲み取り、児童相談所の児童福祉司に代弁をすることもある。また、面会・交流後には子どもの様子確認を行い、落ち着きのなさなど不安定さが見られる場合は、個別に話を聴くなどのフォローをしている。</p>		

5. 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応

評価	評価項目	
a	42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか
<p>・性の課題を抱える子どもへの支援は、主として児童相談所の児童福祉司や児童心理司、保健師などが子ども個々に行っている。一時保護所でも支援内容や状況共有をしており、ユニットでの行動観察などを担っている。一時保護所の看護師、心理療法担当職員などによる性教育の時間(特別学習・心理教育)も、年に数回設けている。主として一時保護所の学習時間のなかで、プライベートゾーン、ジェンダー、SNSの使い方、気持ちの表現などのテーマで話をしている。口頭での説明のほかに、動画やワークシートなども活用している。</p>		

(2) 問題行動のある子どもへの対応

評価	評価項目	
a	43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか
<p>・品川区では小学生全員に暴力防止プログラム(CAP)が実施されている。これは何回受けてもよいため令和7年度より当一時保護所でも取り組みを始めている。一時保護所の心理療法担当職員が、保護されてきた子ども全員に心理面談を実施しており、子どもの思いの聴き取りや日々の見守りを行っている。児童相談所の児童心理司にも定期的な会議や随時の話し合いで情報共有をしている。子どもの暴力行為に対しては、個別で振り返りを実施したりパニック時にチームで支援する体制を整えている。必要に応じて医療・警察との連携も行っている。</p>		

(3) 無断外出を行う子どもへの対応

評価	評価項目	
a	44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか
<p>・一時保護所のユニットを施錠して閉じ込めるようなことはしておらず、職員対応により無断外出防止に努めている。無断外出をした子どもに対しては、緊急対応マニュアル等に沿って安全の確保に努めており、戻ったのちは、ケガの確認を始め、なぜ出たくなってしまったのか、職員と共に気持ちの振り返りを行っている。叱責や否定などの行為は行わないよう努めている。無断外出の過去事例はまだ少ない状況である。</p>		

(4) 重大事件に係る触法少年への対応

評価	評価項目	
b	45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか
<p>・重大事件に関わる触法少年が保護されてきた場合には、児童福祉司や児童心理司と一時保護所、外部の専門機関を含めてチームで協議し、支援を行うこととしている。一方で、過去に重大事件に関わる触法少年が保護されてきた前例はまだなく、実際の支援は未経験である。</p>		

(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応

評価	評価項目	
b	46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか
<p>・一時保護中に親や身近な親族を亡くした子どもへの対応については、児童相談所の児童福祉司や児童心理司、一時保護所の職員などが話し合いを行い、役割分担をしている。事実の告知後、一時保護所では、子どもの様子確認や見守り、気持ちの聞き取りなどを行っている。可能な限り、葬儀には参加してもらおう方向である。一時保護中にグリーフケアやモーニングワークの取り組みを実施した前例はないが、必要があれば心理療法担当職員を中心に検討をする体制を整えている。</p>		

(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

評価	評価項目	
b	47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか
b	48	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか
b	49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか
<p>・一時保護所の心理療法担当職員は面談室での面談のほかに、一時保護所内のユニットを回ったり、学習場面を見るなど日々の関わりや会話の中から子どものアセスメントを行っている。虐待の影響やトラウマなどを一時保護所の職員間で共有しケアに当たっている。障害児の受け入れは可能だが、身体障害の度合いによっては、障害児入所施設や専門里親への一時保護委託も検討している。軽度知的障害や発達障害の子どもは一時保護所で受け入れ、障害特性に沿って支援を検討している。医療的ケアが必要な子どもの受け入れは個別に検討している。</p>		

6. 安全対策

(1) 無断外出防止及び発生時対応

評価	評価項目	
b	50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか
<p>・無断外出が予想される前ぶれ行動が子どもに見られた場合には、職員間の連携を密にし、子どもへの声かけを行い、様子観察や見守りを強化している。無断外出発生後の基本的な対応は整理され、適切に捜索や連絡調整を行っているが、初動対応や警察対応など、マニュアルの修正の必要性を認識している。</p>		

(2)災害時対策

評価	評価項目	
b	51	災害発生時の対応は明確になっているか
<p>・災害時の避難手順は定めており、さらに入所児童の写真付きの名簿を常に更新し、避難時や緊急時に子どもの確認ができるようにしている。災害発生に備え、一時保護所の年間防災訓練計画の作成、訓練の実施などによって、避難経路や危険箇所の有無、集合場所などの確認に取り組んでいる。さらに、夜間にほかの職員の協力を求める体制作りや、緊急事態発生時の関係機関に関する具体的な方法、手順等を明確にすることが望まれる。</p>		

(3)感染症対策

評価	評価項目	
a	52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか
<p>・感染症予防については、保健師・看護師など医療専門職の指示を基本に、必要に応じて一時保護所全体として対応することとしている。医療職マニュアルの中に感染症対応を整理しており、適宜その内容の見直しを行うと共に、職員全員が対応出来るように周知を図っている。世間や所内の発生状況を勘案し、予防的なマスク着用も適宜実施している</p>		

7. 質の維持・向上

評価	評価項目	
b	53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか
b	54	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか
<p>・各種の業務を円滑に推進するための基本的なマニュアルは整備されている。ただし、マニュアルの隙間、より細かいガイドライン、マニュアル化しづらい考え方など、未整理な事項もあることを一時保護所では認識している。よって、必要に応じてマニュアルを付け加えたり、修正や補足文書を作ったりしている。さらに、マニュアルの内容に関して理解を深めるための研修の開催や各マニュアルの目的に応じた活用の工夫、定期的にチェックや見直しなどの仕組みを設け、マニュアルのマネジメントを向上させることが望まれる。</p>		

IV一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1. アセスメントの実施

(1)保護開始時

評価	評価項目	
a	55	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか
a	56	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか
<p>・一時保護決定時には、児童福祉司を中心に面談を行い、一時保護所での安全性を説明するとともに、生活に向けた動機づけを図っている。児童票や児童相談所システムの記録、健康診断結果を活用し、家庭状況や心身の状態、性格、発達状況を把握している。面談では発達段階に応じて話し方や環境を工夫し、「いまのきもちシート」などを用いて子どもの意向を支援の基礎資料としている。入所後1週間から10日を目安に初期観察会議を開催し、チームで総合的にアセスメントを行い、支援方針を決定している。</p>		

2. 個別援助支援(援助方針)の策定及び個別ケアの実施

評価	評価項目	
a	57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか
b	58	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか
<p>・定期的な観察会議を経て児童票(一時保護行動観察票)を作成し、行動観察や心理的变化を踏まえた個別ケアを実施している。毎週の援助方針会議や随時のカンファレンスにより、子どもの状況に応じて支援内容を見直す体制が整っている。一方で、援助指針の内容が職員全体に十分浸透していない面や、集団生活の中で個別配慮を徹底する難しさがある。さらに保護の長期化や定員超過が常態化しており、退所に向けたケースワークとの一層の連動が求められる。</p>		

3. 子どもの観察

(1) 子どもの観察

評価	評価項目	
a	59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか
<p>・一時保護所では、児童指導員、心理療法担当職員、学習指導員、看護師などを配置し、子どもの全生活場面にわたる行動観察を多角的に行っている。また、日中・夜間の三交代制により継続的な見守り体制を確保し、日々の関わりの中で把握した行動や心理的变化を職員間で共有しながら総合的に評価している。さらに、学習指導員や心理療法担当職員の所見も観察会議で共有されている。記録は児童相談所システムにより一元管理され、観察記録と経過記録を統合することで、関係職員がタイムリーに情報を把握し、状況に応じた対応につなげている。</p>		

(2) 観察会議等の実施

評価	評価項目	
b	60	観察会議が適切に実施されているか
<p>・入所1週間の初期評価、3~4週間の総合評価、その後は2か月ごとの評価を行い、観察会議を計画的に実施している。行動観察に基づく児童票を作成し、係長、児童指導員、学習指導員、心理療法担当職員が参加して多面的に検討している。観察会議の結果は援助方針会議において援助方針の検討に活用される体制である。一方で、観察結果の反映方法がケースごとに異なる面があり、運用の整理と統一を図ることで、より実効性の高い支援につなげていくことが望まれる。</p>		

V 一時保護の開始及び解除手続き

1. 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携

評価	評価項目	
a	61	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか
<p>・一時保護開始時には、保護者や関係機関から既往歴、現病歴、アレルギー、服薬状況などの情報を収集し、入所時健康診断を実施して子どもの心身の状態を適切に把握している。また、環境の急激な変化が及ぼす影響にも配慮し、非常勤医師、看護師、心理療法担当職員が連携して健康管理と心理的ケアを継続している。救急対応の医薬品を備え、必要に応じて速やかに医療機関を受診する体制も整えている。こうした支援を通じて、保護開始直後から子どもが安心して生活を開始できる環境を確保している。</p>		

(2) 子どもの所持物

評価	評価項目	
a	62	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか
<p>・一時保護開始時には、子どもが持参した衣類や所持品を丁寧に確認し、「所持物保管票」を作成して記録している。私物は保管庫、金品は金庫で管理し、全職員が状況を把握できる体制を整えている。所持品が多い場合は写真撮影により記録を補完し、退所時の確認にも備えている。また、衣類は提示したものの中から、子ども自身が選択できる仕組みとしており、自己決定を尊重しながら新たな生活への適応を支えている。所持物管理と心理的配慮の両面から適切な対応が図られている。</p>		

2. 解除手続き

(1) 保護解除に係る支援・連携

評価	評価項目	
a	63	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか
<p>・保護解除にあたっては、児童相談所システムや各種会議体を通じて一時保護中に得られた情報を整理し、解除後の支援に必要な内容を共有している。退所に際しては担当児童福祉司が中心となり、保護者や入所施設、里親などとカンファレンスを実施し、生活状況や支援経過、留意点を具体的に引き継いでいる。退所が子どもに与える心理的影響にも配慮し、関係職員が連携して移行期の不安軽減を図るとともに、解除後も継続した支援が受けられる体制を整えている。情報提供と支援連携が一体的に行われている。</p>		

(2) 子どもの所持物

評価	評価項目	
a	64	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか
<p>・保護解除にあたっては、入所時に作成した「所持物保管票」を基に、子どもと職員が協力して所持品を一つひとつ確認している。本人と照合しながら数量や状態を点検し、紛失や不足がないよう丁寧に対応したうえで返還している。記録に基づく確認を徹底することで、子どもの所有物が確実に手元に戻る体制を整えている。また、子ども以外の者に返還する場合も、適切な確認を行い、慎重に対応している。所持物管理の過程が明確であり、安心して退所できる環境が整えられている。</p>		

〔事業者が特に力を入れている取り組み：児童相談所一時保護所〕

事業者が特に力を入れている取り組み①		
評価項目	2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか
タイトル①	多様な意見表明の機会とアドボケイトとの連携により子どもの声を支援に活かしている	
内容①	子どもの権利保障に重点を置き、一時保護所のしおりを幼児用・学齢用に分け、タブレット映像を活用しながら年齢や理解に応じて説明している。4つの権利や生活の流れ、権利侵害時の相談先と方法を明示し、子どもが自ら意見を表明できることを具体的に示している。意見箱を10か所に設置し、記名・無記名や閲覧者を選択できる仕組みとするなど、安心して声を届けられる環境を整備している。また、アドボケイトと定期的に連絡会を行い、意見の伝達状況や対応内容を共有しながら、子どもの声が支援に確実につながる体制強化に努めている。	

事業者が特に力を入れている取り組み②		
評価項目	28	施設や里親等との連携が図られているか
タイトル②	施設入所措置が決定した子どもが円滑に移行できるように支援の継続性に力を入れている	
内容②	入所施設や里親などへの入所措置が決定した子どもには、児童福祉司が中心になって子どもが理解できるよう丁寧に説明するとともに、子どもと一緒に入所施設やファミリーホームなどへ見学することとしている。また、入所施設などへの引き継ぎの際には、必要に応じて一時保護所の職員が同行し、一時保護所の生活や学習などについて子どもの情報を直接先方の担当者に伝えて連携を図っている。さらに、一時保護所内の各職種が連携して対応し、子どもが安心感を持てるようなサポートに力を入れている。	

事業者が特に力を入れている取り組み③		
評価項目	39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか
タイトル③	通学・通園の支援を含め、一時保護中の子どもたちの学習の機会保障に努めている	
内容③	子どもの学習機会保障のため、2つの学習室が設置されている。学習指導員を配置し、個別の学力に合わせて学習できるよう教科書、学習プリント、参考書などが揃えられている。屋内運動場で日常的に運動もできる。看護師・心理療法担当職員による特別授業やCAP(暴力防止プログラム)受講の機会もある。子どもにより通学・通園の支援もしている。定期テスト、受験や高校入試の対応も行われている。一方で、在籍校と児童相談所、一時保護所との連携体制は更なる充実も期待される。通学付き添いの仕方は、より良い仕組みづくりが促される。	

〔全体の評価講評：児童相談所一時保護所〕

No.	特に良いと思う点	
1	タイトル	専門職の協働と記録の一元管理により多角的で迅速な支援対応を実現している
	内容	多職種が連携した行動観察体制を確立しており、児童指導員、心理療法担当職員、学習指導員、看護師がそれぞれの専門性を活かし、子どもの全生活場面を通じて多角的に観察を行っている。また、三交代制により昼夜を問わず継続的な見守りを実現し、日々の関わりの中で把握した行動や心理的变化を職員間で共有しながら総合的に評価している。学習面や心理面の所見も観察会議で統合し、記録は児童相談所システムで一元管理することで、状況に応じた迅速かつ的確な対応と活用につなげている。
2	タイトル	食堂・ラウンジに隣接して医務室があり、入りやすく話しやすい雰囲気づくりをしている
	内容	2名の看護師が、一時保護中の子どもの健康管理に努めている。服薬や通院を必要とする子どもは多くおり、看護師が朝から一時保護所のユニットを訪れ、服薬の支援や健康観察、検温ほかの対応をしている。通院は、提携の近医をはじめ、子ども個々のかかりつけ医や専門医などに同行支援をしている。医務室はラウンジと呼ばれるコミックやゲーム類が置かれたくつろぎスペースや、食堂と隣接して設置されている。ドアは開け放されており、子どもたちが入りやすく相談しやすい、学校の保健室のような雰囲気づくりに努めている。
3	タイトル	多職種間や医療機関との連携によりチームケアの実践を定着させている
	内容	保健師・看護師などの医療専門スタッフの配置により、医療機関との連携、コミュニケーションは適切に図れていることがうかがえる。一時保護所の保護期間中に自傷・他害や感情を激しく表出する子どもに対しては、児童福祉司、児童心理司、児童精神科医など多職種が連携して支援にあたるチームケアが実践されている。また、入所児童は、所内での健康診断や歯科検診により、健康状態を把握しており、体調不良による受診や歯科治療が必要な場合は、医療機関を受診するなど、適切な対応が定着している。
No.	さらなる改善が望まれる点	
1	タイトル	日常的言動の振り返りを基盤に組織的な虐待防止体制の強化が求められる
	内容	被措置児童等虐待防止については、研修テーマとして掲げているものの、今年度は計画的な研修実施に至っていない状況である。また、職員室での子どもに関する会話が意見箱に投書され、権利侵害にあたり得る事案として共有されたことを契機に、職員間で意識の確認を行っている。現在はOJTの中で、言葉遣いや対応の妥当性をその都度振り返り、不適切ケアの防止に取り組んでいる。今後は被措置児童等虐待に関する研修を計画的に実施し、相談しやすい環境づくりとともに、予防と発生時対応の理解を一層深めていくことが求められる。
2	タイトル	楽しく美味しい食事作りに努めているが、料理が冷めている点は改善が促される
	内容	楽しく、美味しい食事が食べられるよう、さまざまな工夫を凝らしている。日々のメニューには季節を反映した行事食も取り入れ、子ども会議で出たリクエストメニューは、調理担当者に渡している。個別外食の機会もある。調理は外部業者に委託しているが、厨房は一時保護所のフロアにあり、調理員が料理をしている姿を見ることが出来る。一方で、出来た料理は個別の盆に盛られ、ラップをかけられた状態で置かれている。食べる時には冷めているという声が複数挙がっていた。温かいものを温かく提供できるとさらに良いと思われる。
3	タイトル	事業計画の策定、見直し、年度総括、次年度計画の流れを明確にすることを目指している
	内容	運営計画には、子どもの権利擁護に関わる目標や具体的な取り組みや、人材育成を掲げて具体的な研修計画などを今年度は十分な協議が出来ずに計画策定している部分があるので、次年度は子どもや職員の意見などを踏まえて、協議、計画、見直し、年度総括、次年度計画策定という流れを明確にすることを目指している。さらに、文書として整理することや、期中に進行管理を適切に機能させるようにすることを目指している。